

改葬許可申請手続き方法

〈改葬について〉

現在埋葬されている遺骨や遺体を他のお墓や納骨堂へ移すことを「改葬」といいます。（同一墓地内であっても、遺骨を移動する場合は改葬に該当します。）

埋葬しているお寺・霊園の所在地が松浦市の場合、松浦市役所市民生活課又は各支所・出張所で改葬の許可申請を行った後、交付された改葬許可証は、遺骨等を改葬先に納骨する際に必要です。納骨後は大切に保管してください。

〈改葬の手順〉

1 改葬許可申請書を入手

改葬許可申請書は市役所市民生活課住民係又は各支所・出張所でお渡しします。また、市ホームページからもダウンロードできます。記載内容が整っていれば、他自治体の様式も使用できます（ご不明な点がございましたらお電話でご確認ください）。

2 申請書に必要事項を記載

	項 目	内 容
①	申請者	改葬をしようとする方です。 墓地（納骨堂）使用者等以外の方が申請するには、墓地（納骨堂）現使用者等の改葬についての承諾（申請書右下部の承諾欄記名押印）又はこれに対抗することができる裁判の謄本が必要です。墓地（納骨堂）使用者との関係（使用者からみた続柄）をご記入ください。申請者の押印（認印可）が必要です。 墓地（納骨堂）管理者がいる場合には、墓地（納骨堂）管理者の証明（申請書左下部の証明欄記名押印）が必要です。墓地（納骨堂）管理者がいない場合には、申請者の家族等、申請者と違う方で、埋葬されていることをご存知の方がご記入ください。
②	死亡者の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日	現在埋葬されている死亡者（遺骨や遺体）の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日です。死亡者の氏名が不明な場合は戒名でも構いません。その他不明な点がある場合は墓地（納骨堂）管理者にご相談ください。それでも不明な場合は「不詳」とご記入ください。
③	埋葬又は火葬の年月日	改葬しようとしている遺骨や遺体をいつ現在の墓地に埋葬したか、又は火葬した年月日をご記入ください。不明な場合は「不詳」とご記入ください。

	項 目	内 容
④	申請者と死亡者の続柄	申請者から見て死亡者はどのような続柄になるかご記入ください。(例：申請者の父親の改葬をする場合、続柄は父)不明な場合は「親族」や「不詳」とご記入ください。
⑤	埋葬又は火葬の場所	改葬しようとしている遺骨や遺体が現在埋葬されている墓地や納骨堂の所在地をご記入ください。(地番が不明な場合はわかる範囲で可)
⑥	改葬の理由	なぜ改葬を行うのかについて該当事項に○をつけてください。該当事項がない場合はその他の欄にご記入ください。
⑦	改葬の場所	遺骨や遺体の移転先の墓地又は納骨堂の所在地をご記入ください。 ※墓地以外の区域に埋葬又は焼骨の埋蔵は出来ないと規定されています。(「墓地、埋葬等に関する法律」第4条)

※死産の場合は、父母の本籍、父母の住所及び分べん年月日を、また死亡者の氏名の欄には、死産である旨および父母の氏名をご記入ください。

3 墓地（納骨堂）管理者の証明

改葬許可申請書には、埋蔵・納骨の事実を証明するため、現在遺骨を葬っている墓地・納骨堂の管理者の記名押印が必要です。(お寺等の管理地であればお寺、個人の管理地であれば個人です。土地の名義人とは関係ありません)。なお、墓地等の管理者の証明はお寺等の所定の用紙でも構いません。

申請者が管理者である場合は、申請者の家族等又は埋葬されていることをご存知の方が記名押印し証明してください。

4 市民生活課又は各支所・出張所に申請書を提出

現在の墓地・納骨堂の所在地が松浦市内にある場合、市役所市民生活課又は各支所に改葬許可申請書を提出してください。

時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

5 改葬許可証を受領

申請に基づいて、改葬許可証を交付します。移動先の墓地等の管理者へ改葬許可証を提出してください。(改葬許可証の発行手数料は無料です。)

※埋葬してある遺体を火葬する場合、又は納骨を再火葬する場合に松浦市の火葬場（松浦斎苑・福島斎苑）を使用するときは、併せて火葬場使用許可申請書を提出してください。申請者は改葬許可申請者です。「火葬場使用許可証」を発行いたします。【松浦市外の火葬場（唐津市肥前斎場を除く）で火葬する場合は、直接該当火葬場へお尋ねください。】